



2022年8月4日

各位

会社名 日水製薬株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 小野 徳哉
(コード番号 4550 東証プライム)
問合せ先 CFO 執行役員 石井 達夫
コーポレート本部長
(TEL 03-5846-5611)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社取締役会は、本日、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第124条第1項の規定に基づき、2022年10月中旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集に関して、下記のとおり基準日の設定について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2022年8月19日（金曜日）を基準日（以下「本基準日」といいます。）として定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり本基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 2022年8月19日（金）
- (2) 公告日 2022年8月4日（木）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

https://www.nissui-pharm.co.jp/ir/stocks_bonds/e_publicnotice.html

2. 本臨時株主総会の開催日及び付議議案等について

2022年6月16日付当社プレスリリース「株式会社島津製作所による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」に記載のとおり、株式会社島津製作所（以下「公開買付者」といいます。）は、当社を公開買付者の完全子会社とする方針であり、公開買付者が2022年6月17日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）及び2022年5月31日付当社プレスリリース「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けの予定に関するお知らせ」に記載の自己株式の公開買付け（以下「本自社株公開買付け」といいます。）を総称して、以下「本両公開買付け」といいます。本自社株公開買付けの詳細につきましては、本日付当社プレスリリース「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ」をご参照ください。において公開買付者が当社株式の全て（ただし、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本両公開買付けの成立後、以下の方法により、当社株式の全て（ただし、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）の取得を目的とした手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、①日本水産株式会社（以下「日本水産」といいます。）が、公開買付者、日本水産及び当社間で2022年5月31日付で締結した基本契約書（以下「本基本契約」といいます。）に従って本自社株公開買付けに応募するものと見込まれることに鑑み、本公開買付けの結果、公開買付者の所有割合が41.35%以上となる等、本両公開買付けの成立により、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本自社株公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、本両公開買付けに応募されなかった当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全てを売り渡すことを請求する予定とのことです。他方、②日本水産が本基本契約に従って本自社株公開買付けに応募するものと見込まれることに鑑み、本公開買付けの結果、公開買付者の所有割合が41.35%未満となる等、本両公開買付けの成立後、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満となることが見込まれる場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、当社に対し、会社法第180条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を本自社株公開買付けの決済の完了後速やかに開催することを要請することを予定していたとのことです。

この度、本公開買付けの結果、公開買付者の所有割合が41.35%未満にとどまり、公開買付者からの要請を受けたため、当社は、本臨時株主総会を招集し、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことの議案を付議する予定です。

なお、本臨時株主総会の開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

ただし、本自社株公開買付けの結果、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が、本両公開買付けに応募しなかった当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全てを売り渡すことを請求する場合（上記①の場合）、当社は、本臨時株主総会の開催を行わず、本基準日についても利用しない予定です。

以 上